

# 付 録

## 白鷗大学法科大学院紀要編集規程

平成19年8月23日 白鷗大学大学院法務研究科教授会決定  
平成20年2月12日 改正

### 第一章 総則

#### 第1条（規程の目的）

この規程は、白鷗大学法科大学院紀要（以下「紀要」という。）の刊行につき必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2条（紀要刊行の主体及び目的）

紀要は、白鷗大学大学院法務研究科（以下「本法科大学院」という。）が刊行し、教員の研究活動を奨励することを目的とする。

### 第二章 紀要編集委員会

#### 第3条（編集委員会の設置）

紀要の編集に関する事項を審議するため、紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

#### 第4条（編集委員会の責務）

編集委員会は、紀要の刊行に必要な手続を整備し、紀要の内容の充実を図るよう努めるものとする。

#### 第5条（編集委員会の会議）

編集委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、編集委員会の会務を総理する。
- 3 委員長は、審議の必要に応じて、編集委員会委員以外の教職員を出席させることができる。

#### 第6条（編集委員会の任務）

編集委員会は、次に掲げる事項につき審議する。

- 一 紀要の発行のための基本方針に関する事項
- 二 投稿・執筆要領、及び投稿された論文等の審査に関する事項
- 三 その他、紀要の発行に関する必要事項

#### 第7条(事務局)

編集委員会に関する事務は、委員長の要請に応じ、本学事務局職員が担当するものとする。

### 第三章 紀要の編集及び発行に関する基本事項

#### 第8条(発行時期)

紀要は、原則として年1回発行する。ただし、編集委員会が必要と認めるときは、臨時に発行することができる。

2 紀要の発行時期は、本法科大学院教授会が決定する。

#### 第9条(掲載対象)

紀要に掲載する論文等の種類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 論説
- 二 研究報告
- 三 判例評釈
- 四 翻訳
- 五 書評
- 六 その他編集委員会が認めたもの

#### 第10条(投稿資格)

次の各号のいずれかに該当する者による論文等で、法理論、法実務又は本法科大学院が開設している科目に関するものは、紀要に投稿することができる。

- 一 本法科大学院専任教員
- 二 本学大学院法学研究科専任教員
- 三 本学法学部専任教員
- 四 以上の他特に本法科大学院教授会が認めた者

#### 第11条(掲載手続)

紀要に掲載する論文等は、編集委員会が、前条各号のいずれかに該当する者から募集する。

2 紀要には、投稿された論文等で、編集委員会が適当と認めたものを掲載する。この場合において、編集委員会は、編集委員会が委嘱した専門分野の教員の意見を聴くことができる。

3 編集委員会は、投稿された論文等につき、編集上必要と認められる場合には、分割掲載等の措置をとることができる。

#### 第12条(論文等の著作権)

紀要に掲載された論文等の著作権は、著作者に帰属する。ただし、本法科大学院は、媒体の如何を問わず著作物を蓄積、利用することができる。

附則 この規程は、平成19年8月23日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。